

関連単元名 徳川家光と江戸幕府

展示コーナー

E 中ノ郷と原の町宿

資料名

旧武山家住宅、三百一本の鍔



旧武山家住宅 復元模型

母屋は桁行9間、梁間4.25間（下屋共）で、4室列に構成され、この地域の農家より1室列多い。土間付近は板縁を張り出し、下炉を設けているが改造部分が少ない。ザシキは2室あり、共に長押、天井を作り、畳を敷いていた。奥のザシキは床の間、棚、書院などの座敷飾が簡素ながら備えられ、一応の格式をあらわしている。建築年代は18世紀後半頃とされる。

ここでは、1間=5尺7寸（約173cm）

旧武山家住宅

現在の市内北原にある旧武山家住宅は、現存する母屋が中村藩の在郷給人の典型的な住宅として、昭和46年3月国指定文化財（建造物）に指定されている。

旧所有者の武山家の祖先は、武山家由緒書によると、以前は武石と名乗り、始祖の三郎胤盛は千葉介常胤の第三子で、相馬家と同じく、鎌倉時代の千葉六党の一家であり、その末裔とする。天文年間（1532～55）以降、相馬家に仕え、江戸時代には北原村に住み、武山と改名し、16石取の在郷給人となった。

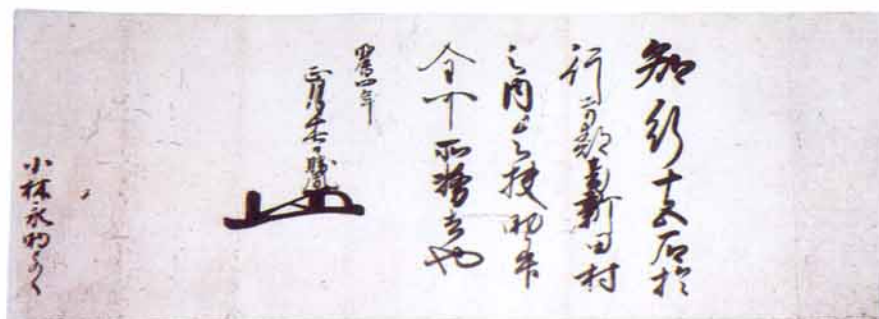
旧武山家の屋敷地は約4000㎡で、中央に母屋、東側に棟続きに納屋・馬屋があり、隠居・閑居・雪隠（便所）・土蔵といった建物が母屋周辺に配置されていた。

三百一本の鍔

安永年間（1772～81）、城下侍（御家中・麓給人）642人、給人郷士（在郷給人）1555人であったとする。（『相馬藩政史』）

その約150年前の元和3年（1617）、武士が過重な負担に反抗し、連半して免除を申請するという「元和事件」が起き、583人が知行没収という処分を受けた。このとき訴訟には加わったが調印しなかったため、禄高を減らされたのみで済んだ武士が301人ほどいた。万治元年（1658）、相馬忠胤はこれらの子孫に対して、祖先の功績を讃え鍔を与えた。これを三百一本の鍔」と称し、その家系を「三百一本の古給人」とする。在郷にはこれら給人と中切給人、そして正徳年間（1711～16）以降取立てられた武士を郷士と呼び区別していた。

在郷給人への知行書 小林栄一氏所蔵



三百一本の鍔
大和田光俊氏所蔵
末永勝嘉氏所蔵

